

○白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例

昭和54年12月24日

条例第13号

改正 昭和55年12月26日条例第19号

昭和61年3月15日条例第11号

平成8年3月15日条例第8号

平成11年3月15日条例第6号

平成17年12月22日条例第31号

平成21年9月29日条例第18号

平成29年3月24日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、白岡市に居住する在宅重度心身障害者（以下「障害者」という。）に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）又はさいたま市療育手帳制度要綱（平成15年さいたま市告示第260号）による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が（A）、A又はBに該当するもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもの

(4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が障害の程度について前3号に相当すると判定した者

(5) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めたもの

(6) 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱（平成18年7月6日埼玉県福祉部長通知）による超重症心身障害児に相当すると市長が認めた者

(7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めたもの

（受給資格等）

第3条 白岡市に住所を有し、前条の規定に該当する者は、この条例に定めるところにより手当を受けすることができる。

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定をしたときは規則で定める通知書により当該申請者にその結果を通知しなければならない。

（受給資格の喪失）

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

(1) 白岡市に住所を有しなくなったとき。

(2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 死亡したとき。

2 受給者は、前項第1号及び第2号の規定に該当することとなったときは、速やかに規則で定める届書を市長に提出しなければならない。

（手当の額等）

第5条 手当の額は、障害者1人につき月額5,000円とする。

2 1人の障害者が第2条各号に掲げるものの2以上に該当する重複障害の場合においては、いずれかの一方を認定し、手当を重複して支給することはできない。

（支給期間）

第6条 手当の支給は、認定の申請をした日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から受給資格を失った

日の属する月までとする。

(支給制限)

第7条 市長は、受給者のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、手当を支給しない。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条第3号に規定する施設に入所している者

(2) 法第17条の障害児福祉手当、法第26条の2の特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給を受けている者。ただし、第2条第6号に該当する場合は、この限りでない。

(3) 前年の所得により、市町村民税を課税されている者

(4) 65歳以上の者。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 65歳に達する日の前日において、手当を受給していた場合

イ 平成21年12月31日時点において、既に手当を受給していた場合

ウ 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日時点において、前3号の事由により支給を制限されていた者が、当該事由に該当しなくなった場合

2 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、市長は受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第9条 市長は、必要があると認めるときは受給者に対して障害の程度に

ついて判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

2 白岡町重度心身障害児者福祉年金条例（昭和43年白岡町条例第22号）及び白岡町在宅重度心身障害児手当支給条例（昭和47年白岡町条例第23号）（以下「旧2条例」という。）は、廃止する。

3 この条例の施行の際、旧2条例の規定による受給者は、その氏名を障害者本人に改めることによりこの条例の規定による受給者とみなす。

附 則（昭和55年12月26日条例第19号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月15日条例第11号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月15日条例第8号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日条例第31号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月29日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第3号及び第6号に規定する者が平成22年1月31日までに第3条第2項の申請書を提出し、受給資格の認定を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則（平成29年3月24日条例第9号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

